

建設工事受注動態統計調査

令和 7 年 度

国土交通省

記入の手引き

- この調査は、貴社の建設工事の受注総額及び公共機関・民間等からの個別受注工事について毎月調査するものです。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査結果のホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html

- 不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎 2 号館14階

電話 03-5253-8111（内線28624、28634）

- 秘密の保護には万全を期しています。

この調査は統計法による基幹統計調査であり、提出いただいた情報は固く保護されるとともに、これらの情報を取り扱う職員も罰則を伴う厳しい守秘義務を負っています（統計法第41条及び第57条）。

- 調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の10日です。

毎月の受注分につき、提出期限での提出をお願いいたします。

なお、建設工事の受注実績がない月でも、毎月の動向を把握するため、ご面倒でも調査票の提出をよろしくお願いいたします。

- 受注した月のみ受注高を入力してください。

過去の受注高については、入力しないでください。

おぼえ書き欄

この欄は、提出時のおぼえ書き欄としてご利用ください。

受注月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
提出 期限	5/10	6/10	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	1/10	2/10	3/10	4/10
✓												

次頁以降の入力方法等をよく読んで記入してください。

調査の範囲

◎調査対象工事について

(1) 建設工事の範囲

建設工事とは、「建設業法第2条第1項に規定する工事」のことをいいます。したがって、**次の役務提供や維持管理業務は調査対象外**です。

測量、設計、積算、監理、**ボーリング調査、文化遺産発掘、炭鉱・鉱山の坑道掘削工事、除草作業、除雪作業等の工事を伴わない維持管理業務**（なお、これらが建設工事と包括して発注されている契約の場合は除きます。）。

(2) 国内の建設工事が対象です。

海外部門がある場合には、これを除いた国内部門のみに係る金額を入力してください。

なお、**駐留軍や外国公館等から受注した日本国内で行う工事は調査対象となります。**

◎調査対象期間について

(3) 調査票には受注した月のみ受注高を入力してください。

対象となる期間は、毎月1日から末日までの**ひと月**となります。**原則として受注月は、契約を行った月**としてください。

変更契約（増額・減額）を行った場合もこれに準じて、変更契約を行った月に**変更分のみを受注額として**入力してください。

(4) 過去に受注（契約）し、その月に施工している工事については、記入しないでください。

◎令和7年度調査は、

令和7年4月分の受注実績 ～ 翌年3月分の受注実績
の**12か月分**が対象です。

12か月間ご協力くださいますようお願いいたします。

次の点についてもご注意ください。

地方公共団体発注の元請工事で、議会承認前に仮契約をし、議会承認後に本契約をする場合、**本契約の時点**で記入してください。

調査票の入力方法

1. 概要

※システムの操作方法の詳細は「システム操作マニュアル」をご参照ください。

(1) 調査票（調査票登録初期画面）

令和7年度 提出期限過ぎても回答が無い場合は、問い合わせさせていただきます。

受注月	提出期限	画面での回答はこちら	EXCELでの回答はこちら	状況	回答日時	提出状況	アクション
5	2025年6月10日	公共数 民間数 0 0 回答 ※0指定で受注工事は削除されます。	様式/回答済 EXCELの ダウンロード 回答済 EXCELの 選択	未確認		未提出	
4	2025年5月10日	公共数 民間数 0 0 回答 ※0指定で受注工事は削除されます。	様式/回答済 EXCELの ダウンロード 回答済 EXCELの 選択	未確認		未提出	

- 必ず受注月を確認してから入力を始めてください。（誤って過去の受注月に入力してしまうケースがありますのでご注意ください。）
- 画面で回答する場合は、最初に公共数と民間数を入力してください。

※公共数…公共機関からの受注工事のうち、1件±500万円以上の工事件数
民間数…民間等からの受注工事のうち、土木・機械装置等工事は1件±500万円以上、建築工事・建築設備工事は1件±5億円以上の工事件数

※公共数及び民間数に入力する工事は、元請工事のみです。下請工事は含みませんのでご注意ください。

※元請工事と下請工事の区分について

元請工事：発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含みます。

下請工事：元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1次又は2次等の下請工事を含みます。

- 受注実績がない月については、公共数及び民間数は「0」のままにしてください。
- EXCELアップロードによる一括登録も可能です。詳細は「システム操作マニュアル」をご覧ください。

(2) 受注高

受注高												
工事種類\発注者区分	元請工事の受注高										下請工事の受注高	
	公共機関					民間等					千 億	百 億
	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万		
土木工事												
建築工事・建築設備工事												
機械装置等工事												

- 受注した月の元請工事の受注高及び下請工事の受注高の総額を入力してください。

※ 受注高は請負契約額の大小にかかわらず、総額を入力してください。

- 過去に受注（契約）し、その月に施工している工事については、入力しないでください。
- 受注実績のない場合は、受注高の欄は空白のまま提出してください。
- 以下の点にも注意してください。

- 1) 1件の工事に土木工事、建築工事等が混在する場合は、全体に占める額の大きい工事種類に区分してください。
- 2) 変更契約等により、受注高がマイナスになった場合は、金額の頭（最初の数字の左隣の枠）に「－」（マイナス）を入力してください。
- 3) J V工事（共同請負工事）の場合、受注高の欄は代表者もそれ以外の構成員も、**持分額**を入力してください。
（J V工事とは、複数の建設業者が、共同企業体を結成して受注・施工する建設工事をいいます。）

☆公共数及び民間数に入力した工事がある場合は、公共機関からの受注工事欄及び民間等からの受注工事欄に工事の具体的内容を入力してください。

なお、公共数及び民間数が「0」の場合には入力終了となります。エラーチェックをした後、回答提出をお願いいたします。

(3) 公共機関からの受注工事及び民間等からの受注工事

公共機関からの受注工事										
No.	1.工事名 工事の内容が明確であるように記入してください。	2.施工 都道府県番号	3.発注機関	4.目的別 工事分類	5.工事区分	6.工事種別	7.発注形式	8.請負契約額 (1) 工事の増減や 他の関係工事の 増減・減額を 考慮して 算出してください	9. 3ヶ月工事の割合 の会社の持ち分 ※ 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0	10.完成予定年月 ※ 西暦・月・日 (例) 2024年4月～2024年 5月
1		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい			
2		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい			
3		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい			
4		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい			
5		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい			

民間からの受注工事									
No.	1.工事名 工事の内容が明確であるように記入してください。	2.施工 都道府県番号	3.発注者番号	4.工事種別	5.工事区分	6.請負契約額 (1) 工事の増減や 他の関係工事の 増減・減額を 考慮して 算出してください	7.完成予定年月 ※ 西暦・月・日 (例) 2024年4月～2024年 5月		
1		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい				
2		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい				
3		選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい	選択して下さい				

参考：公共か民間か

- 「公共機関」かどうかの判断については、6ページの「3. 発注機関」や、11～17ページの「発注機関分類表（公共機関）」を参考にしてください。
- **公益法人（財団法人、社団法人）、第3セクターは民間扱いとなります。**
- 判断に迷ったときは、1ページの問い合わせ先まで 連絡してください。

- 公共数・民間数で入力した**元請工事**について、入力した数の明細が画面に表示されます。それぞれ工事の内容について**具体的に**入力してください。、公共数・民間数が「0」の場合には、入力する必要はございません。

※ **その月に受注した工事を入力してください。過去に受注し、その月に施工している工事については入力しないでください。**ただし、変更契約がある場合は、**変更分のみ**を入力してください（変更契約で減額の場合は、金額の頭（最初の数字の左隣の枠）に「-」（マイナス）を入力してください）。

※ 元請工事とは、発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含まず。

- 「2. 施工都道府県番号」等のコード番号については、6～9ページを参照してください。
- **入力しきれない場合は、公共数・民間数を増やしてください。**

公共機関からの受注工事・民間等からの受注工事の入力方法等の詳細については、6～9ページをご覧ください。

調査票の入力方法（公共工事）

公共機関からの受注工事

◎元請工事のうち1件±500万円以上の工事が対象となります(変更契約も含みます)。なお、下請工事は対象外となります。

1. 工事名

工事の内容が判断できるように具体的に入力してください。

PFI事業の場合は、工事件名の後に「**(PFI)**」と付してください。

変更契約の場合は、工事件名の後に「**(変更)**」と付して下さい。

2. 施工都道府県番号

工事が、複数の都道府県にまたがるような場合は、工事の中心となる（金額の多い）都道府県の工事として扱ってください。

01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	静岡県	51	山梨県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	佐賀県	52	長野県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	長崎県	53	新潟県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	岡田県	44	熊本県	54	富山県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山徳県	45	大宮市	55	石川県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	島口県	46	鹿嶋市	56	福井県
07	福島県	17	石川県	27	大分県	37	徳川県	47	児島市	57	山梨県
08	茨城県	18	福井県	28	奈良県	38	香愛県				
09	栃木県	19	山梨県	29	和歌山県	39	高知県				
10	群馬県	20	長野県	30	歌山県	40	福岡県				

[illegible]

3. 発注機関（詳細はP11～17：「発注機関分類表（公共機関）」を参照）

国	01	国土交通省	都道府県	70	都道府県（72を除く）		
	02	農林水産省（50を除く）		市区町村	71	市区町村（73を除く）	
	03	沖縄総合事務局			地方公営企業	72	都道府県公営企業部局（水道・交通等）
	09	その他の国の機関				73	市区町村公営企業部局（水道・交通等）
独立行政法人	30	造幣局・国立印刷局	地方独立行政法人・公立大学法人	74	地方独立行政法人・公立大学法人（都道府県が設立）※76を除く		
	31	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		75	地方独立行政法人・公立大学法人（市区町村が設立）※77を除く		
	32	水資源機構		76	公営企業型独立行政法人（都道府県が設立）		
	33	都市再生機構（UR都市機構）		77	公営企業型独立行政法人（市区町村が設立）		
	49	その他の独立行政法人					
政府関係企業等	10	東日本高速道路株式会社（NEXCO東）	その他	78	地方公共団体の組合・地方公共団体の開発事業団（都道府県が設置）		
	11	中日本高速道路株式会社（NEXCO中）			港務局（都道府県が設立）		
	12	西日本高速道路株式会社（NEXCO西）		79	地方公共団体の組合・地方公共団体の開発事業団（市区町村が設置）		
	20	首都高速道路株式会社			港務局（市区町村が設立）		
	50	阪神高速道路株式会社		80	地方公社（都道府県が設立）		
	51	本州四国連絡高速道路株式会社			地方公社（市区町村が設立）		
	53	日本下水道事業団		81	土地改良区		
	54	森林管理局			土地改良区		
	55	日本郵政株式会社等					
	56	東京湾横断道路株式会社					
	57	新関西国際空港株式会社					
	58	関西国際空港土地保有株式会社					
	59	中部国際空港株式会社					
60	成田国際空港株式会社						
61	特殊法人（公庫、事業団、特殊会社、その他、認可法人、国立大学法人等、その他）						

◎PFI事業については、事業主体が公共機関の場合、その公共機関を発注者として扱ってください。

◎特殊法人等の改革に伴い、年度途中で組織が変更となり発注機関分類が異なる組織となる場合があります。このような場合は契約を行った時点（変更契約の場合は変更を行った時点）の発注機関の組織・名称により判断してください。

4. 目的別工事分類（詳細はP18～19：「目的別工事分類表（公共機関）」を参照）

公共機関が行う事業別の区分になります。工事の内容ではなく、事業（目的）名により判断してください（例：〇〇ダム付替道路工事⇒「02 多目的ダム工事」）。

01 河川工事	14 教育・研究・文化施設工事
02 多目的ダム工事	15 病院・保健所・社会福祉施設工事
03 砂防工事	16 住宅・宿舍工事
04 治山工事	17 庁舎工事
05 海岸堤防・海岸侵食対策工事	18 再開発ビル等建設工事
06 農道・農地・草地・開墾干拓・農業施設工事	19 土地造成工事
07 林道工事	20 鉄道・軌道・自動車交通事業用施設工事
08 漁業・魚礁・養殖施設工事	21 郵政事業用施設工事
09 道路工事（含共同溝工事）	22 電気・ガス事業用施設工事
10 港湾工事	23 上水道事業用施設工事
11 空港工事	24 工業用水道事業用施設工事
12 下水道工事	25 廃棄物処理施設等工事
13 公園・運動競技場施設工事	26 他に分類されない工事

5. 工事区分（詳細はP10：「用語の定義・説明」を参照）

1 新設・増設・改良・解体・除却・移転・耐震改修
2 災害復旧
3 維持・補修

6. 工事種類（詳細はP20～21：「工事種類分類表（公共機関）」を参照）

建 築	01 住宅・同設備工事
	02 非住宅・同設備工事
土 木	03 橋梁・高架構造物工事
	04 トンネル工事
	05 ダム・えん堤工事
	06 管渠工事
	07 電線路工事
	08 舗装工事
	09 しゅんせつ・埋立工事
	10 土工事（09を除く）
	11 その他の土木工事
機 械	12 機械装置等工事

1 件の工事に土木工事、建築工事等が混在する場合は、全体に占める額の大きい工事種類に区分してください。

また、住宅・非住宅の複合建築工事も、その占有面積の割合が大きい工事種類に区分してください。

* 「3. 発注機関」、「4. 目的別工事分類」、「5. 工事区分」、「6. 工事種類」について記入を間違えやすい工事例をP22に掲載していますので、参考にしてください。

7. 受注形式、8. 請負契約額、9. J V工事の場合の貴社の持分額

この欄は、単独受注工事か J V工事か、J V工事の場合、代表者として受注したのか代表者以外の構成員として受注したのかにより、入力方法が異なります。

	7. 受注形式	8. 請負契約額	9. 貴社の持分額
単独受注工事	1	請負契約額	—
J V工事を代表者として受注	2	J V全体の請負額	持分額を入力
J V工事を代表者以外の構成員として受注	3	—	持分額を入力

10. 完成予定年月

完成予定（工事完了予定）年月を入力してください。

なお、年については西暦ではなく和暦（令和〇〇年）で、月については2桁の数字（01～12）で入力してください。

調査票の入力方法（民間工事）

民間等からの受注工事

◎元請工事のうち

建築工事・建築設備工事については1件±5億円以上、

土木工事及び機械装置等工事については1件±500万円以上の工事が対象となります（変更契約も含みます）。なお、下請工事は対象外となります。

1. 工事名

工事の内容が判断できるように具体的に入力してください。

J V工事の場合は、工事件名の後に「(J V)」と付してください。

変更契約の場合は、工事件名の後に「(変更)」と付してください。

2. 施工都道府県番号

工事が、複数の都道府県にまたがるような場合は、工事の中心となる（金額の多い）都道府県の工事として扱ってください。

01 北海道	11 埼玉県	21 岐阜県	31 鳥取県	41 佐賀県
02 青森県	12 千葉県	22 静岡県	32 島根県	42 長崎県
03 岩手県	13 東京都	23 愛知県	33 岡山県	43 熊本県
04 宮城県	14 神奈川県	24 三重県	34 広島県	44 大分県
05 秋田県	15 新潟県	25 滋賀県	35 山口県	45 宮崎県
06 山形県	16 富山県	26 京都府	36 徳島県	46 鹿児島県
07 福島県	17 石川県	27 大阪府	37 香川県	47 沖縄県
08 茨城県	18 福井県	28 兵庫県	38 愛媛県	
09 栃木県	19 山梨県	29 奈良県	39 高知県	
10 群馬県	20 長野県	30 和歌山県	40 福岡県	

1. 工事名 工事の内容が判断できるように記入してください。	2. 施工都道府県番号 選択して下さい	3. 発注者番号 選択して下さい	4. 工事種類 選択して下さい	5. 工事区分 選択して下さい	6. 請負契約額 (J V工事の場合は全体の請負工事額) 千 百 十 億 千 百 万 円 億 億 億 万 万 万	7. 完成予定年月 和暦2桁+月2桁 (例: 令和3年4月→0404) 年 月
-----------------------------------	------------------------	---------------------	--------------------	--------------------	---	--

3. 発注者番号（詳細はP23～25:「発注者分類表（民間等）」を参照）

発注者が2種類以上の産業を兼ねている場合は、発注者の名称で判断してください。

（例：(株)〇〇電鉄→運輸業、郵便業、〇〇不動産→不動産業）

ただし、工事内容が分譲マンション、賃貸住宅の場合（社宅以外の住宅の場合）は、発注者を「09 不動産業」に区分してください。

01 農林漁業
02 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業
03 製造業
04 電気・ガス・熱供給・水道業
05 運輸業、郵便業
06 情報通信業
07 卸売業、小売業
08 金融業、保険業
09 不動産業
10 サービス業
11 その他
52 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

◎ 右頁に発注者分類を間違いやすい産業等の例を掲載しています。「発注者分類表（民間等）」のほか、こちらにも参考にしてください。

◎ P F I事業については、事業主体が公共機関の場合、その公共機関を発注者として「公共機関からの受注工事」に計上してください。

※ 学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、その他のサービス業は、「10 サービス業」になります。

※ 駐留軍、外国公館は「11 その他」になります。

4. 工事種類 (詳細はP26～28 : 「工事種類分類表 (民間等)」を参照)

【土木】 01 発電用土木工事 02 鉄道工事 03 埠頭・港湾工事 04 道路工事 05 管工事 06 電気・通信等の電線路工事 07 土地造成、埋立工事 08 ゴルフ場建設工事 09 構内環境整備工事 10 その他の土木工事	【建築】 11 住宅 12 事務所 13 店舗 14 工場・発電所 15 倉庫・流通施設 16 教育・研究・文化施設 17 医療・福祉施設 18 宿泊施設 19 娯楽施設 20 その他の建築工事 【機械】 21 機械装置等工事
---	---

1 件の工事に土木工事、建築工事等が混在する場合は、全体に占める額の大きい工事種類に区分してください。

また、住宅・非住宅の複合建築工事も、その占有面積の割合が大きい工事種類に区分してください。

5. 工事区分 (詳細はP10 : 「用語の定義・説明」を参照)

1 新設・増設・改良・解体・除却・移転・耐震改修
2 維持・補修

※ 災害復旧は「1」に含まれます。

6. 請負契約額

J V工事の場合、**代表者として受注した場合のみ全体の請負契約額を入力してください** (代表者以外の構成員の場合は、民間等からの受注工事欄の記載は必要ありません)。

7. 完成予定年月

完成予定 (工事完了予定) 年月を入力してください。

年については西暦ではなく和暦 (令和〇〇年) で、月については2桁の数字 (01～12) で入力してください。

<参考：発注者分類を間違いやすい産業等の例>

鉄鋼業、非鉄金属製造業		○ 「03 製造業」	×	「02 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業」
印刷業		○ 「03 製造業」	×	「06 情報通信業」
新聞業、出版業		○ 「06 情報通信業」	×	「03 製造業」
放送業		○ 「06 情報通信業」	×	「10 サービス業」
石油備蓄会社		○ 「05 運輸業, 郵便業」	×	「02 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業」
ガソリンスタンド		○ 「07 卸売業, 小売業」	×	「02 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業」
新車・中古車販売店		○ 「07 卸売業, 小売業」	×	「03 製造業」
百貨店		○ 「07 卸売業, 小売業」	×	「10 サービス業」
農業協同組合、漁業協同組合		○ 「10 サービス業」	×	「01 農林漁業」
土地区画整理組合		○ 「10 サービス業」	×	「11 その他」
社会福祉、教育、宗教関係法人		○ 「10 サービス業」	×	「11 その他」

用語の定義・説明

【工事種類】

土木工事	いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製工業薬品タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
建築工事・ 建築設備工事	建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切壁等の工事及び建築工事に附帯する整地、門塀等の工事を含みます。 建築設備工事とは、建築物に関する冷暖房、換気、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事及び昇降機、煙突等の工事をいいます。
住 宅	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）をいいます。
非住宅	居住以外（鉱工業用、商業用、サービス業用、公益事業用及び公務・文教用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物をいいます。
機械装置等工事	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。

【工事区分】

新設・増設・ 改良・解体・ 除却・移転・ 耐震改修	建築物、土木構築物、機械装置等（以下「建築物等」といいます。）を新たに建設する工事や、既存の建築物等の数量や面積等を増加させる工事や機能の範囲の向上を図る工事（改装工事を含む）、解体、除却、移転、耐震改修工事をいいます。
災害復旧	災害被害にあった既存の建築物等についての復旧及び除却・解体工事等の一連の工事をいいます（「民間等からの受注工事」においては、新設等の区分に含めています）。
維持・補修	既存の建築物等の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事、破損、損耗、故障等を修理補修し、元に戻す工事をいいます。

【P F I 事業】

P F I 事業	P F I 事業とは、P F I 手法により実施される事業をいいます。 この「P F I（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施されています。
----------	---

【J V 工事】

J V 工事	1つの建設工事を複数の企業が共同で施工する場合に共同企業体（JV＝ジョイント・ベンチャー）が結成され、共同企業体により受注した工事をJV工事といいます。JVには、甲型（共同施工方式）と乙型（分担施工方式）があり、工事ごとに編成される特定建設工事共同企業体と一定期間を通じて応札が認められる経常建設共同企業体、地域の維持管理に不可欠な事業の実施体制の安定確保を図る目的で結成する地域維持型共同企業体があります。
--------	--

発注機関分類表（公共機関）

公共機関からの受注工事「3. 発注機関」の入力について
次表の機関分類を参考にして入力してください。
内訳機関はこれらに限定するものではありません。疑義が生じた場合は1 ページの問い合わせ先までご連絡ください。

番号	発 注 機 関	内 訳 機 関
【国】		
01	国土交通省	本省、 国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、 国土交通大学校、航空保安大学校、 国土地理院、小笠原総合事務所、海難審判所、 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部、 地方航空局、航空交通管制部、 観光庁、 気象庁、気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、 地磁気観測所、気象大学校、管区気象台、沖縄気象台、 運輸安全委員会、 海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、管区海上保安本部
02	農林水産省 (50を除く)	本省、 植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、 動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所、 農林水産技術会議、 地方農政局、北海道農政事務所、 林野庁、森林技術総合研修所、 水産庁、漁業調整事務所 ※ 各地方 森林管理局 は「50」に区分されます。
03	沖縄総合事務局	
09	その他の国の機関	国会 衆議院、参議院 ----- 国立国会図書館 本館、国会分館、関西館、国際子ども図書館、 支部図書館 ----- 会計検査院 本院 ----- 人事院 本院、 公務員研修所、地方事務局、沖縄事務所 ----- 裁判所 最高裁判所、司法研修所、裁判所職員総合研修所、 最高裁判所図書館、 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所 ----- 内閣府関係 内閣府本府、 経済社会総合研究所、迎賓館、 宮内庁、正倉院事務所、御料牧場、京都事務所、 公正取引委員会、地方事務所、 国家公安委員会、警察庁、警察大学校、科学警察研究所、 皇宮警察本部、管区警察局、警察情報通信部、 金融庁、消費者庁、復興庁、復興局、内閣官房、内閣法制局 ※ 沖縄総合事務局 は「03」に区分されます。

発注機関分類表（公共機関）

番号	発注機関	内 訳 機 関
09	その他の国の機関 (つづき)	デジタル庁 本庁
		総務省 本省、 自治大学校、情報通信政策研究所、統計研究研修所、 中央選挙管理会、政治資金適正化委員会、 管区行政評価局、行政評価事務所、行政評価支局 総合通信局、沖縄行政評価事務所、沖縄総合通信事務所、 公害等調整委員会、消防庁、消防大学校
		法務省 本省、 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、 婦人補導院、法務総合研究所、矯正研修所、 最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁、 矯正管区、地方更生保護委員会、法務局、地方法務局、 保護観察所、出入国在留管理庁、入国者収容所、 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理支局、 公安審査委員会、公安調査庁、公安調査庁研修所、公安調査局
		外務省 本省、 外務省研修所、在外公館 ※ 調査対象は、 国内 の建設工事です。 ※ 外国公館は民間扱いです。(発注者番号：「11」)
		財務省 本省、 財務総合政策研究所、会計センター、 関税中央分析所、税関研修所、 財務局、財務支局、税関、沖縄地区税関、 国税庁、税務大学校、国税不服審判所、国税局、 沖縄国税事務所、税務署
		文部科学省 本省、 国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、 日本学士院、地震調査研究推進本部、日本ユネスコ国内委員会、 スポーツ庁、文化庁、日本芸術院
		厚生労働省 本省 検疫所、国立ハンセン病療養所、 国立医薬品食品衛生研究所、 国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、 国立感染症研究所、国立児童自立支援施設、 国立障害者リハビリテーションセンター、 地方厚生局、地方厚生支局、都道府県労働局、 中央労働委員会、地方事務所 ※ 労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）は、 この区分に入ります。
		経済産業省 本省、 経済産業研修所、 経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、 資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁

発注機関分類表（公共機関）

番号	発 注 機 関	内 訳 機 関
0 9	その他の国の機関 (つづき)	環境省 本省、 環境調査研修所、公害対策会議、地方環境事務所、 原子力規制委員会、原子力安全人材育成センター
		防衛省 本省、 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、 幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、 情報本部、防衛監察本部、駐留軍等再編関連振興会議、 地方防衛局、防衛装備庁、航空装備研究所、陸上装備研究所、 艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、 千歳試験場、下北試験場、岐阜試験場
【独立行政法人】 ◎ 機関名の前につく「独立行政法人」を省略して表示		
3 0	造幣局、国立印刷局	
3 1	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	
3 2	水資源機構	
3 3	都市再生機構	
4 9	その他の独立行政法 人	(内閣府所管) 国立公文書館、北方領土問題対策協会、 日本医療研究開発機構 (消費者庁所管) 国民生活センター (総務省所管) 情報通信研究機構、統計センター、 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 (外務省所管) 国際協力機構(J I C A)、国際交流基金 (財務省所管) 酒類総合研究所 ※ 造幣局、国立印刷局は「30」に区分されます。 (文部科学省所管) 国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、 国立科学博物館、物質・材料研究機構、 防災科学技術研究所、量子科学技術研究開発機構、 国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、 科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、 宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、 日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、 国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、 日本原子力研究開発機構

発注機関分類表（公共機関）

番号	発注機関	内訳機関
49	その他の独立行政法人 (つづき)	(厚生労働省所管) 勤労者退職金共済機構、 高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、 労働政策研究・研修機構、労働者健康安全機構、 国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、 医薬基盤・健康・栄養研究所、地域医療機能推進機構、 年金積立金管理運用独立行政法人、 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、 国立精神・神経医療研究センター、 国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、 国立長寿医療研究センター (農林水産省所管) 農林水産消費安全技術センター、家畜改良センター、 農業・食品産業技術総合研究機構、 国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、 水産研究・教育機構、農畜産業振興機構、 農業者年金基金、農林漁業信用基金 (経済産業省所管) 経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、 産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、 新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、 情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 中小企業基盤整備機構 ※ 日本アルコール産業株式会社は民間扱いです。 (発注者番号：「03」) (国土交通省所管) 土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、 海技教育機構、航空大学校、 自動車技術総合機構、国際観光振興機構、 自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、 奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、 住宅金融支援機構 ※ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構は「31」に区分されます。 ※ 水資源機構は「32」に区分されます。 ※ 都市再生機構(UR)は「33」に区分されます。 (環境省所管) 国立環境研究所、環境再生保全機構 (防衛省所管) 駐留軍等労働者労務管理機構

発注機関分類表（公共機関）

番号	発注機関	内 訳 機 関
【政府関連企業等】		
10	NEXCO3会社	東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）、 中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）、 西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）
11	首都高速道路株式会社、 阪神高速道路株式会社	
12	本州四国連絡高速道路 株式会社	
20	日本下水道事業団	
50	森林管理局	
51	郵政事業関係会社	日本郵政株式会社、 日本郵便株式会社、 株式会社ゆうちょ銀行、 株式会社かんぽ生命保険 ※ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット ワーク支援機構は「49」に区分されます。
53	東京湾横断道路株式会社	
54	空港関係会社	新関西国際空港株式会社、 関西国際空港土地保有株式会社、 中部国際空港株式会社 ※ 成田国際空港株式会社は「55」に区分されます。
55	成田国際空港株式会社	
69	特殊法人（公庫、事業団、 特殊会社、その他）、 認可法人、 国立大学法人等、 その他	特殊法人 〔公 庫〕 沖縄振興開発金融公庫 〔事業団〕 日本私立学校振興・共済事業団 〔特殊会社〕 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、 株式会社日本政策金融公庫、 株式会社日本政策投資銀行、 株式会社日本貿易保険、 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 〔そ の 他〕 放送大学学園（放送大学）、日本年金機構 日本中央競馬会（JRA）、 沖縄科学技術大学院大学学園 認可法人 日本銀行 国立大学法人等 国立大学法人、 大学共同利用機関法人 （人間文化研究機構、 自然科学研究機構、 高エネルギー加速器研究機構、 情報・システム研究機構） ※ 国立大学法人には附属病院が含まれます。 その他 日本司法支援センター（法テラス）、 地方公共団体金融機構 地方公共団体情報システム機構

◎本ページまでに掲載されていない特殊法人・認可法人等は、すべて民間扱いです。

(参考) 民間扱いとなる特殊法人・認可法人

以下は、「特殊法人等整理合理化計画」に掲載されている特殊法人・認可法人のうち、民間扱いとなる法人です。各機関の名称の後に、民間等の発注者分類の番号を括弧書きで付しておりますので、参考にしてください（P23～25「発注者分類表（民間等）」参照）。

特殊法人

- 〔金庫〕 株式会社商工組合中央金庫(08)
- 〔特殊会社〕 電源開発株式会社(04)、日本たばこ産業株式会社（J T）(03)、N T T各社(06)、J R各社(05)、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）(52)
- 〔その他〕 社会保険診療報酬支払基金(10)、日本放送協会（NHK）(06)、農林漁業団体職員共済組合(10)
- 〔公営競技〕 (公財) J K A (10)、(公財) 日本財団(10)

認可法人

- 日本赤十字社(10)、漁船保険中央会(08)、全国漁業共済組合連合会(10)、企業年金連合会(10)、石炭鉱業年金基金(10)、地方公務員災害補償基金(10)、預金保険機構(08)、農水産業協同組合貯金保険機構(10)、総合研究開発機構(10)、自動車安全運転センター(10)、地方競馬全国協会(10)
- 〔事業者団体〕 日本商工会議所(10)、全国農業会議所(10)、全国農業協同組合中央会（J A全中）(10)、全国中小企業団体中央会(10)、全国商工会連合会(10)
- 〔士業団体〕 日本弁理士会(10)、日本司法書士会連合会(10)、日本土地家屋調査士会連合会(10)、日本行政書士会連合会(10)、日本税理士会連合会(10)、日本公認会計士協会(10)、全国社会保険労務士会連合会(10)
- 〔共済組合〕 各省各庁等共済組合(10)、ジェイティ健康保険組合(10)、日本鉄道共済組合(10)、国家公務員共済組合連合会(10)、警察共済組合(10)、地方職員共済組合(10)、東京都職員共済組合(10)、指定都市職員共済組合(10)、全国市町村職員共済組合連合会(10)、都道府県議会議員共済会(10)、市議会議員共済会(10)、町村議会議員共済会(10)、地方公務員共済組合連合会(10)、公立学校共済組合(10)

発注機関分類表（公共機関）

番号	発注機関	内 訳 機 関
【都道府県】		
70	都道府県 (72を除く)	都道府県庁、支庁、地方事務所、出納事務所、財務事務所、税務事務所、東京事務所、渉外労務管理事務所、水防（防災）連絡所、都市計画事務所、商工事務所、農林事務所、林業事務所、森林管理事務所、農業水利調査事務所、ダム管理事務所、土木事務所、墓地管理事務所、空港管理事務所、県民生活センター、県民相談センター、旅券事務所、地方振興事務所、教育庁、都道府県警察本部、警察署、職員研修所、森林公園事務所、スポーツセンター、社会保険事務所、保健所・支所、職業適性相談所、観光案内所 等
【市区町村】		
71	市区町村 (73を除く)	市区役所、町村役場、東京事務所、税務事務所、青少年相談センター、労政事務所、農政事務所、市民相談センター、消費生活センター、福祉事務所、老人福祉センター、食品衛生検査所、土木事務所、建設事務所 等

発注機関分類表（公共機関）

番号	発注機関	内訳機関
【地方公営企業】		
7 2	都道府県公営企業 部局	企業局、電気局、水道局、下水道局、交通局、清掃局、変電区 等 ※ 建設局は「都道府県（70）」になります。
7 3	市区町村公営企業 部局	水道局、ガス局、下水道局、交通局、変電区、駅務区、運転区 等 ※大阪市交通局は、平成30年4月1日から「大阪市高速電気軌道株式会社」となりました。民間扱いとなります。（発注者番号：「05」）
【地方独立行政法人・公立大学法人】		
7 4	地方独立行政法人・ 公立大学法人 (都道府県が設立)	※ 76を除く ※ 都道府県と市区町村が共同して設立する法人は、「都道府県が設立」するものに含まれます。 ※ 公立大学法人(都道府県が設立)には附属病院が含まれます。
7 5	地方独立行政法人・ 公立大学法人 (市区町村が設立)	※ 77を除く ※ 公立大学法人(市区町村が設立)には附属病院が含まれます。
7 6	公営企業型独立行政 法人 (都道府県が設立)	上下水道、工業用水、軌道、自動車輸送、鉄道、電気、ガス、病院の各事業を実施する地方独立行政法人 ※ 都道府県と市区町村が共同して設立する法人は、「都道府県が設立」するものに含まれます。
7 7	公営企業型独立行政 法人 (市区町村が設立)	上下水道、工業用水、軌道、自動車輸送、鉄道、電気、ガス、病院の各事業を実施する地方独立行政法人
【その他】		
7 8	地方公共団体の組合 ・地方公共団体の開 発事業団（都道府県 が設置）、 港務局（都道府県が 設立）	地方公共団体の組合 一部事務組合（病院組合、火葬場組合、水道組合、学校給食組合、老人福祉施設組合、地方卸売市場組合、港湾管理組合、ごみ・し尿処理組合、消防組合等）、広域連合 等 地方公共団体の開発事業団 港務局 ※ 土地区画整理組合は民間扱いです。（発注者番号：「10」） ※ 都道府県と市区町村が共同して設立する法人は、「都道府県が設置・設立」するものに含まれます。
7 9	地方公共団体の組合 ・地方公共団体の開 発事業団（市区町村 が設置）、 港務局（市区町村が 設立）	地方公共団体の組合 一部事務組合（病院組合、火葬場組合、水道組合、学校給食組合、老人福祉施設組合、地方卸売市場組合、港湾管理組合、ごみ・し尿処理組合、消防組合等）、広域連合 等 地方公共団体の開発事業団 港務局 ※ 土地区画整理組合は民間扱いです。（発注者番号：「10」）
8 0	地方公社 (都道府県が設立)	地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
8 1	地方公社 (市区町村が設立)	地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
8 2	土地改良区	

◎公益法人（財団法人、社団法人）、第3セクターは民間扱いとなりますのでご注意ください。

目的別工事分類表（公共機関）

公共機関からの受注工事「4. 目的別工事分類」の入力について
次表の工事例を判断の目安として目的別工事分類を入力してください。

番号	目的別工事分類	判断の目安（具体的な例）
0 1	河川工事	河川（湖沼を含む）の改修・維持・災害復旧等の工事、施設に附帯するポンプ所、ポンプ・水門、外郭放水路等の土木、建築・同設備、機械装置等工事
0 2	多目的ダム工事	多目的ダム工事、工事用道路、ダム付替道路、付替水路等の土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ 多目的ダムは、治水と発電等の利水を合わせて行うダムです。治水目的のダムであれば「01 河川工事」、砂防ダムは「03 砂防工事」、農業用のダムであれば「06 農道・農地・草地・開墾干拓・農業施設工事」に含まれます。
0 3	砂防工事	砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、法面処理工事、砂防えん堤工事等及び施設等の災害復旧工事
0 4	治山工事	治山工事及び治山施設の災害復旧工事
0 5	海岸堤防・海岸浸食対策工事	海岸堤防修築工事、海岸浸食対策工事、高潮対策工事、津波対策工事及び海岸施設の災害復旧工事
0 6	農道・農地・草地・開墾干拓・農業施設工事	農道、農地保全、農地・農業用施設等の工事、客土工事、その他の土地改良工事、開墾事業用の農道・用排水施設・水源施設、ため池、貯水池、かんがい排水ポンプ施設、ほ場、農業集落排水処理施設、牧場、経営体育成基盤事業、畑地帯総合土地改良事業
0 7	林道工事	林道工事及び森林軌道
0 8	漁業・魚礁養殖施設工事	漁港改修工事、上屋・倉庫等の漁港施設の土木、建築・同設備、機械装置等工事、漁港漁業集落環境整備事業
0 9	道路工事	道路及び街路（道路用橋梁、同トンネル、同信号保安施設、同遮音壁、道路脇の駐車場、サービスエリア、道の駅、パーキングエリア、情報BOX、料金所、ETC、交通管制等施設、共同溝、側溝、道路標識、歩道）の新設・改良・補修・維持・災害復旧工事の土木、建築・同設備、機械装置等工事
1 0	港湾工事	港湾の水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、港湾厚生施設の土木、建築・同設備、機械装置等工事
1 1	空港工事	滑走路、管制施設、通信施設、照明施設、給油施設、格納庫、空港ビル等に関する土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ ただし、在日駐留軍の空港施設は除きます。
1 2	下水道工事	下水道事業に属する工事及び下水処理場等の土木、建築・同設備、機械装置等工事（沈砂池、汚泥処理施設、終末処理施設等を含む）
1 3	公園・運動競技場施設工事	公園、市民運動場、競技場、市民体育館、競艇場、競馬場、競輪場、遊園地、動物園、植物園、スキー場等の土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ 水族館、テーマパーク、博覧会会場等の工事を含みます。 ※ 学校の運動場・体育館は「14 教育・研究・文化施設工事」、住宅に附属する運動場・体育館は「16 住宅・宿舍工事」に含まれます。

目的別工事分類表（公共機関）

番号	目的別工事分類	判断の目安（具体的な例）
1 4	教育・研究・文化施設工事	学校（養護学校、幼稚園を含む）、研究施設、社会教育施設、文化施設（図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂）、 公民館 、公会堂、給食センター等の土木、建築・同設備、機械装置等工事、文化財の維持・補修工事 ※ 厚生年金会館は「15 病院・保健所・社会福祉施設工事」に含まれます。
1 5	病院・保健所・社会福祉施設工事 *主に厚生労働省管轄の工事です。	病院、療養所、保健所、社会福祉施設（母子生活支援施設、 保育所 、身体障害者施設、養老院、児童館）、温泉の土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ 保育所、託児施設、厚生年金会館等を含みます。 ※ 通信病院は郵政事業なので「21 郵政事業用施設工事」に含まれます。
1 6	住宅・宿舍工事	公営住宅、公団、住宅協会、住宅公社の分譲・賃貸住宅及び公共機関の職員宿舍の土木、建築・同設備、機械装置等工事
1 7	庁舎工事	庁舎、事務所、会議所、裁判所、税務署、警察署、交番、消防署、 警察学校施設 等の土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ 郵便局、貯金事務計算センター等郵政事業用の庁舎は「21 郵政事業用施設工事」に含まれます。
1 8	再開発ビル等建設工事	都市再開発法に基づく市街地再開発事業に伴う建設工事及び建設敷地整備並びに公共施設の整備等工事 ※ ビル以外の、その他の土木工事、建築工事も含まれます。
1 9	土地造成工事	土地造成事業に属する工事、臨海部の土地造成を目的とする埋立工事、整地工事 ※ 空港、港湾等の事業（目的）に伴う土地造成の場合は、それぞれの目的別工事分類によります。
2 0	鉄道・軌道・自動車交通事業用施設工事	路線施設（橋梁・トンネルを含む）、停車場施設、防災施設、電気施設、通信施設、信号保安施設、工場施設、駅舎・車庫等の土木、建築・同設備、機械装置等工事 ※ 新交通システムの軌道整備は「09 道路工事」に含まれます。
2 1	郵政事業用施設工事	郵政事業に関する工事（郵便局、メルパルク、通信病院等）の土木、建築・同設備、機械装置等工事
2 2	電気・ガス事業用施設工事	発電施設、送電施設、発電所、発電機等の土木、建築・同設備、機械装置等工事
2 3	上水道事業用施設工事	上水道・簡易水道事業に属する貯水池・取水施設、導水路、上水施設、送水路、配水施設等の工事
2 4	工業用水道事業用施設工事	工業用水道事業に属する貯水池・取水施設、導水路、上水施設、送水路、配水施設等の土木、建築・同設備、機械装置等工事
2 5	廃棄物処理施設等工事	ゴミ処理場、核燃料再処理施設、リサイクル施設、産業廃棄物処理場の土木、建築・同設備、機械装置等工事
2 6	他に分類されない工事	公営墓地、火葬場、保養施設、自衛隊隊舎・演習場、公営市場、サイロ、駐留軍施設、矯正施設（刑務所、少年院等）、健康ランド等の土木、建築・同設備、機械装置等工事 他の事業に附属しない駐車場やトイレ施設等の工事

工事種類分類表（公共機関）

公共機関からの受注工事「6. 工事種類」の入力について

次表の工事例を判断の目安として工事種類を入力してください。

◎ここでは「4. 目的別工事分類」の事業別工事種類における工法、工事内容を判断の目安とします。

番号	工事種類	判断の目安（具体的な例）
【建築】		
0 1	住宅・同設備工事 専ら居住の用に供する建築物の建築工事及び電気・機械等設備工事	（建築工事・建築設備工事の類） 住宅や宿舍、寮、寄宿舍、合宿所や研修所の宿泊棟（準住宅扱い）等の住宅に該当する建物及びその設備工事 これらの建物に附帯する物置、トイレ、土蔵、車庫等の附属建築物の工事を含みます ※ 建物の解体工事は「11 その他の土木工事」に区分します。
0 2	非住宅・同設備工事 居住以外の用に供する建築物の建築工事及び電気・機械等設備工事	（建築工事・建築設備工事の類） 官庁、校舎、〇〇センター、再開発ビル、研究所、博物館や美術館、病院、図書館、体育館、競技場、ドームスタジアム、観測所、職業訓練校、保養所や宿泊所、研修所、郵便局等の非住宅に該当する建物及びその設備工事 これらの建物に附帯する物置、トイレ、車庫等の附属建築物の工事を含みます ※ 建物の解体工事は「11 その他の土木工事」に区分します。
【土木】		
0 3	橋梁・高架構造物工事 橋梁・高架構造物及びこれに附帯する主に道路、鉄道関係の土木工事	（土木工事の類） 橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡（通路）等の土木工事 これらの工事に附帯する土木工事
0 4	トンネル工事 トンネル及びこれに附帯する土木工事 （人や車両等が通行する道路の要素が強い）	（土木工事の類） トンネル（沈埋工法のものも含まれます）、地下鉄道、地下通路等の土木工事 これらの工事に附帯する土木工事 ※ 地下街は「11 その他の土木工事」に区分します
0 5	ダム・えん堤工事 水や土砂等をせき止める土木構造物の工事及びそれに附帯する土木工事	（土木工事の類） （発電用や砂防等の）ダム、（防波・防潮・防砂・導流・消波堤等の）堤防、（可動堰等の）堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事等の土木工事 これらの工事に附帯する土木工事（暗渠工、地下水遮断工、集水井工等の排水工等）
0 6	管渠工事 上・下水道における管渠、共同溝、パイプライン等の管（渠）工事及びこれに附帯する土木工事（上・下水、燃料等が流れる管の要素が強い）	（土木工事の類） 上水道の給水管・配水管、下水道の污水管・雨水管・合流管、共同溝（電線路等他の区分に属するものは除きます）、石油やガス等のパイプラインや供給管、消雪パイプ等の土木工事 これら管理め戻しによる道路復旧工事も含まれます これらの工事に附帯する土木工事（暗渠工、地下水遮断工、集水井工等の排水工等）

工事種類分類表（公共機関）

番号	工事種類	判断の目安（具体的な例）
07	電線路工事 主に屋外の電力・電信電話等の電線路工事及びこれに附帯する土木工事	（土木工事の類） 屋外（地中、架空、水中等の）送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバーケーブル、PHS等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備等の工事 電線路共同溝（他の区分に属するものは除きます）の工事 これらの工事に附帯する土木工事
08	舗装工事 道路や駐車場等を砂利・アスファルト等で舗装する土木工事	（土木工事の類） 道路、駐車場、通路、空き地等の整備舗装工事（敷地の内外を問いません） なお、管や電線路埋め戻しによる道路舗装工事は除きます
09	しゅんせつ・埋立工事 海底等に堆積した土砂、砂利等の掘削・撤去、海面や臨海等に用地を造成する工事及びこれに附帯する土木工事	（土木工事の類） 海底、川底、ダム底にたまった土砂や砂利等の掘削・撤去工事（当該土砂等の運搬や残土処分等も一括して行う場合もこれに含まれます）、航路、泊地、船だまり等臨海部の埋立造成（護岸工）、畑や沼地等の埋立宅地造成、橋梁築造等のための築島、河川等のしゅんせつ、浸食海岸の砂入れ等の土木工事 これらの工事に附帯する土木工事
10	土工事（09を除く） 切土、盛土、法面等の土工事	（土木工事の類） 切土部分の掘削、土取場における掘削、岩の掘削、構造物基礎の掘削等の土工事 なお、当該土砂等の運搬や残土処分等も一括して行う場合もこれに含まれます
11	その他の土木工事 03～10に属さない土木工事及びこれに附帯する土木工事	（土木工事の類） 河川の排水機場、下水処理施設、廃棄物処理場、ゴミ処理場の建設工事 一般の道路、農道、林道、鉄道、軌道の築造等の土木工事 地滑り防止工、山留工等の防災土木工事 公園、緑地、広場、校庭、青空駐車場、霊園、植物園、動物園の築造等の土木工事 空港滑走路、港の整備、築造等の土木工事 河川の整備、改修等の土木工事 農地、草地、開拓地、干拓地、農業用水路、ため池等の農業土木工事 建物や土木構築物の 解体工事 土地造成工事
【機械】		
12	機械装置等工事 機械装置等の単独工事（本体の土木工事に含まれる機械装置等工事は除きます）	工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、抗井設備、遊戯設備、有線・無線電話機械据付、無線電信機械据付、機械信号施設、電気信号設備等の機械単独工事、各種プラント ※ 建築物内の電力、通信、冷暖房、空調、消防、昇降機等の建築設備工事は、「01 住宅・同設備工事」又は「02 非住宅・同設備工事」に区分します。

間違いやすい工事例（公共機関）

「公共機関からの受注工事」において、「3. 発注機関」、「4. 目的別工事分類」、「5. 工事区分」、「6. 工事種類」の記入を間違いやすい工事例を以下に掲載していますので、ご参考にしてください。

工 事 例	3. 発注 機関	4. 目的別 工事 分類	5. 工事 区分	6. 工事 種類	説 明
(A 地方整備局発注) 〇〇ダム（多目的ダム） 付替道路 工事（橋梁上部工）	01	〇02 ×09	1	03	「道路」工事ですが、事業は「多目的ダム」です。
(B 地方整備局発注) 管内 電線共同溝 工事	01	〇09 ×26	1	〇07 ×06	電線共同溝、情報BOXの工事種類は「07」になります。
自衛隊〇〇 隊舎 改修工事	09	〇26 ×16	1	01	住宅の工事ですが、自衛隊の隊舎は目的別工事分類「26」です。
(C 市発注) C 市 庁舎・解体 工事	71	17	1	〇11 ×02	解体工事は工事種類の「11」に含まれます（住宅・非住宅とも）。
(D 県発注) 〇〇地区 急傾斜地崩壊対策 工事（擁壁工事）	70	〇03 ×04	1	05	砂防・急傾斜地崩壊対策工事は、目的別工事分類「03」です。
(E 県発注) 農整第2号〇〇地区 農道舗装 工事	70	〇06 ×09	1	08	農道工事の目的別工事分類は「09」ではなく「06」です。
(F 県発注) 〇〇地区 農業集落排水処理 施設建設工事（管渠布設工事）	70	〇06 ×12	1	06	同様に、かんがい排水事業等も目的別工事分類「06」に含まれます。
(G 県営水道) ＜企業局などの 公営企業部局発注県営〇〇浄水場設備更新工事	〇72 ×70	12	3	12	電気・水道・下水道・ガス・市営バス等の公営企業部局発注の場合。
(H 市交通局発注) 市営地下鉄 〇〇駅改良工事	〇73 ×71	20	1	11	鉄道工事の場合で、公営企業部局発注の場合（下の例も参照）。
(I 市発注) I 市高速鉄道（ 新交通システム ） A 工区建設工事（トンネル工事）	〇71 ×73	〇09 ×20	1	04	新交通システムは道路事業に含まれるため、ご注意ください。
(J 市財務局発注) J 市 中央卸売市場 〇〇棟新築工事	〇71 ×73	〇26 ×17	1	02	公営市場は目的別工事分類は「26」です。発注者もご注意ください。
県立K 高校 体育館 アスベスト改修工事	70	〇14 ×13	〇1 ×3	02	アスベスト改修工事は工事区分「1」に含まれます。
市道252号舗装 補修 工事	71	09	〇3 ×1	08	修繕・補修等の工事は工事区分「3」に含まれます。

発注者分類表（民間等）

民間等からの受注工事「3. 発注者番号」の入力について
次表の産業例を判断の目安として発注者を入力してください。

番号	発注者	判断の目安
0 1	農林漁業	【農業、林業】 農業 耗種農業（米・穀作・野菜作農業[きのこ類の栽培を含む]、果樹・花き作農業、工芸農作物農業等）、 畜産農業（酪農業、養豚業、養鶏業、養蚕農業等）、 農業サービス業、園芸サービス業 林業 育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業、その他の林業 ----- 【漁業】 漁業 海面漁業（底引き網漁業、定置網漁業、捕鯨業等）、内水面漁業 水産養殖業 海面養殖業、内水面養殖業
0 2	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	【鉱業、採石業、砂利採取業】 鉱業、採石業、砂利採取業 金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、 採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、 その他の鉱業 ----- 【建設業】 総合工事業 一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、 建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業 職別工事業 大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、 鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、 左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、 その他の職別工事業 設備工事業 電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、 機械器具設置工事業、その他の設備工事業
0 3	製造業	【製造業】 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、 パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、 石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、 窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、 電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、 その他の製造業 ※ 日本たばこ産業（ＪＴ）も、この区分に含まれます。 ※ 日本アルコール産業株式会社も、この区分に含まれます。
0 4	電気・ガス・熱供給・水道業	【電気・ガス・熱供給・水道業】 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業 上水道業、工業用水道業、下水道業 ※ 電源開発株式会社も、この区分に含まれます。 ※ 財団法人「〇〇県下水道公社」も、この区分に含まれます。

発注者分類表（民間等）

番号	発注者	判断の目安
05	運輸業，郵便業	【運輸業、郵便業】 鉄道業 鉄道業（普通鉄道業、軌道業、地下鉄道業、索道業等） 道路旅客運送業、道路貨物運送業 水運業 外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業 航空運輸業 航空運送業、航空機使用業 倉庫業 倉庫業、冷蔵倉庫業 運輸に附帯するサービス業 港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、 運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業 郵便業（信書便事業を含む） ※ JR各社も、この区分に含まれます。 ※ 「大阪市高速電気軌道株式会社」もこの区分に含まれます。
06	情報通信業	【情報通信業】 通信業 固定電気通信業、移動電気通信業 放送業 公共放送業、民間放送業、有線放送業 情報サービス業、インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業 映像情報制作・配給業（映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業等）、音声情報制作業（レコード制作業、ラジオ番組制作業）、 新聞業、出版業、広告制作業 ※ NTT各社、日本放送協会（NHK）も、この区分に含まれます。
07	卸売業，小売業	【卸売業、小売業】 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、 その他の卸売業 各種商品小売業 百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、 機械器具小売業、その他の小売業 無店舗小売業 通信販売・訪問販売小売業、その他の無店舗小売業
08	金融業，保険業	【金融業、保険業】 銀行業 協同組織金融業 中小企業等金融業、農林水産金融業 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業 金融商品取引業、商品先物取引業 金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資業 補助的金融業等 保険業 生命保険業、損害保険業、共済事業・少額短期保険業、 保険媒介代理業、保険サービス業 ※ 商工組合中央金庫、預金保険機構、漁船保険中央会も、この区分に含まれます。
09	不動産業	【不動産業、物品賃貸業】 不動産取引業 建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業 不動産賃貸業・管理業 不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業 ※ 【不動産業、物品賃貸業】のうち、物品賃貸業は、【10 サービス業】 に含まれます。

発注者分類表（民間等）

番号	発注者	判断の目安
10	サービス業	【学術研究、専門・技術サービス業】 学術・開発研究機関 自然科学研究所、人文・社会科学研究所 専門サービス業 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、 土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、 税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、 著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粹持株会社、 その他の専門サービス業 広告業 技術サービス業 獣医業、土木建築サービス業 ----- 【宿泊業、飲食サービス業】 宿泊業 旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 ----- 【生活関連サービス業、娯楽業】 洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業 旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業 娯楽業 映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、 スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業 ----- 【教育、学習支援業】 学校教育 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関 その他の教育、学習支援業 社会教育（公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、 水族館等）、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業 ----- 【医療、福祉】 医療業 病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、 医療に附随するサービス業 保健衛生 保健所、健康相談施設、その他の保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業 ----- 【複合サービス事業】 協同組合 農林水産業協同組合、事業協同組合 ----- 【サービス業（他に分類されないもの）】 廃棄物処理業 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業 自動車整備業 機械等修理業 機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業 職業紹介・労働者派遣業 物品賃貸業 その他の事業サービス業 速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業 政治・経済・文化団体 経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、宗教 その他のサービス業 集会所、と畜場、他に分類されないサービス業 ※ 土地区画整理組合、市街地再開発組合、消費生活協同組合も、この区分に含まれます。 ※ 特殊法人等の中に、この区分に含めるものがあります（P18参照）。 ※ 【不動産業、物品賃貸業】のうち、物品賃貸業も、この区分に含まれます。 ※ 「2025年日本国際博覧会協会」もこの区分に含まれます。
11	その他	個人、分類不能の産業、駐留軍、外国公館、マンション管理組合
52	東京地下鉄株式会社	（略称）東京メトロ

工事種類分類表（民間等）

民間等からの受注工事「4. 工事種類」の入力について

次表の工事例を判断の目安として工事種類を入力してください。

なお、【土木】及び【建築】の判断は、請負契約に占める土木工事と建築工事の金額の割合の高い方に区分してください。

したがって、新駅、遊園地、地下街、発電所、ゴルフ場等の一括受注工事で、建築部分より明らかに土木工事の占める金額の割合が高いと判断される工事は、【土木】工事に区分します。

番号	工事種類	判断の目安（具体的な例）
【土木】		
0 1	発電用土木工事 発電所建設工事とそれに附帯する土木工事	水力・火力・原子力・風力・地熱・太陽光発電等一連の発電所用土木工事 発電、洪水調整、かんがい、水道等の多目的ダムまたは発電用単独目的のダムの工事（かんがい用、水道用等発電用と関係のないダム工事は、「10 その他の土木工事」に区分します） 取水施設、ダム周辺環境整備工事用道路、工事用引込線等を含みます 発電所、変電所、導水路、構内専用道路、取水口、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路等の土木工事 ※ 太陽光発電設備は、建築物（住宅、店舗等）に附帯する設備の場合は、「11 住宅」から「20 その他の建築工事」のいずれかに区分します。 ※ 管理棟、機械制御棟、事務棟等の建築工事は「12 事務所」に区分します。
0 2	鉄道工事 鉄道の軌道・停車場等の土木工事	路盤、軌道、電車用電線路、鉄道橋、トンネル、高架鉄道、地下鉄道、踏切、線路防護施設、保安施設（路面電車軌道を含みます）等の鉄道関係土木工事、乗降場、こ線橋、地下道、旅客通路、貨物積降場、貨物通路、運転工作物（転車台、洗車台、洗浄台、給炭・給油施設等）等の鉄道関連土木工事 06、07、09、10に該当する鉄道に関する工事も含みます ※ 駅ビルは建物自体の占有面積から判断し、「13 店舗」、「18 宿泊施設」等に区分します。
0 3	埠頭・港湾工事 埠頭・港湾における水域施設、外かく施設、けい留施設等これに附帯する付属施設の土木工事	航路、泊地、船だまり、物揚場、船揚場、貯木場、岸壁、（浮）さん橋、灯台、浮標識、防波堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、突堤、胸壁（港湾・空港と一体となっている施設に限る）、けい船杭、航路標識、燃料給油施設等の土木工事 05～07、09、10に該当する埠頭・港湾に関する工事 ※ 港湾倉庫や流通施設は、建築物なので「15 倉庫・流通施設」に区分します。
0 4	道路工事 一般には事業敷地外に新しく築造する道路の土木工事	土地区画整理事業や分譲地開発に伴う新設道路、私道等 ※ 工場等敷地内の道路舗装や通路補修等の工事は、「09 構内環境整備工事」に区分します。
0 5	管工事 電気・通信等の管路工事を除く管・パイプ等の土木工事	配水路、パイプライン、引湯管等の土木工事で、これに伴う道路復旧工事もここに含まれます 上・下水道接続工事、ガス導管、引湯管、地下水汲上管等の管工事 ※ 管工事でも電気関係は「06 電気・通信等の電線路工事」に区分します。

工事種類分類表（民間等）

番号	工事種類	判断の目安（具体的な例）
06	電気・通信等の電線路工事 鉄道関係を除く電線路等の土木工事	架空送（配）電線路、地中送（配）電線路、架空電信電話線路、地中電信電話線路、屋内電話線、空中線設備、PHS等アンテナ基地（アンテナ装置のみは、「21 機械装置等工事」に区分します）、電線路共同溝、電線支持物、支持鉄塔、支持柱等の工事
07	土地造成、埋立工事	宅地・工場用、土地区画整理等の土地造成、埋立、整地、盛土、土壌改良等の工事（土地造成工事に係る護岸を含みます）
08	ゴルフ場建設工事 ゴルフ場に関連した土木工事は、すべてここに含まれます	ゴルフ場建設及び建設後のコース改装、ホール増設、カート路舗装、場内の池や橋、駐車場等のゴルフ場関連工事 ※ クラブハウス等の建築物工事は「19 娯楽施設」に区分します。
09	構内環境整備工事 構内敷地内における環境整備、改善等に関する土木工事	敷地内の道路、門、塀、側溝、外溝、植栽、貯水池、下水施設、廃水処理施設、営業用以外の駐車場の舗装、補修、法面復旧等の工事で、01～08以外の土木工事（これらに係る塗装工事も含みます）
10	その他の土木工事 【土木】の01～09以外の用に供する土木構築物工事	球場、遊園地、競技場、屋外プール、競馬場、競輪場、スキー場、屋外スケート場、公園、緑地、広場、霊園、動物園等の工事、鉄塔（「06 電気・通信等の電線路工事」に係るものは除きます）、広告塔、灯台、サイロ、煙突、高架水槽、索道、LNGタンク、石油備蓄施設、造船台、ゴミ・廃棄物処理場、よう壁等の工事 営業用地上駐車場・地下駐車場の工事（立体駐車場は「20 その他の建築工事」に区分します）、屋上緑化工事等 建物や土木構築物の 解体工事
【建築】		
11	住宅 専ら居住の用に供する建築物の工事	一戸建住宅、共同住宅（アパート、マンション）、寮、寄宿舎、合宿所や研修所の宿泊棟等の建築物 住宅に附帯する物置、トイレ、土蔵等の附属建築物 ※ 母子生活支援施設は「17 医療・福祉施設」、下宿屋は「18 宿泊施設」、住宅展示場のモデルハウスは「20 その他の建築工事」に区分します。
12	事務所	事務所、守衛所、受付・案内所、事務計算センター等の建築物（営業・窓口業務を行う建築物を含みます） 商社、銀行・証券・保険等の金融会社、旅行代理店、電話局、放送局、弁護士事務所や特許事務所、不動産事務所、農業協同組合、広告代理店、新聞・雑誌出版社、結婚相談所等の建物
13	店舗	百貨店、スーパー、ディスカウントショップ、リサイクルショップ、理容店、新車・中古車販売店、コンビニ、ガソリンスタンド、居酒屋、レストラン、喫茶店、銭湯（スーパー銭湯は「19 娯楽施設」に区分します）、セレモニーセンター等の建物

工事種類分類表（民間等）

番号	工事種類	判断の目安（具体的な例）
1 4	工場・発電所 土木工事は除きます	工場又はその構内諸建築物（なお、宿舎や病院、店舗等、他の工事種類に区分されるものは除きます） 商品梱包所、荷造所、物品検査場、作業制御場、ポンプ場、地域冷暖房施設、ゴミ焼却場、汚物処理場等の工場・発電所関係建物 発電所、変電所又はそれらに類する建築物やその附属建築物（なお、事務棟や病棟等、他の工事種類に区分される建築物は除きます） ※ 産業廃棄物処理場、核燃料リサイクル施設、ゴミ処理場、工場等と関係のない広域処理場等は「10 その他の土木工事」に区分します。
1 5	倉庫・流通施設	倉庫（レンタルも含みます）、冷凍貯蔵庫、備蓄基地等の建物 営業倉庫、農業倉庫、保税倉庫等の建物 卸売市場、物流センター、配送センター、トラックターミナル等の建物
1 6	教育・研究・文化施設 教育・研究の用に供する建築物又は文化関連の建築物の工事	校舎、講堂、塾・予備校、幼稚園、教習所、研究所、資料館、博物館、美術館、水族館、動物園、図書館、コンサートホール、舞踏場、試験場、観測場、職業訓練校、コンベンションセンター、公会堂、博覧会施設、体育館等の建物 ※ 研究所の宿泊棟は「11 住宅」に区分します。
1 7	医療・福祉施設 医療・福祉の用に供する建築物の工事	病院、医院、診療所、リハビリセンター、助産所、母子生活支援施設、養護施設、児童館、老人ホーム、介護センター、保育所、託児所、孤児院、身体障害者施設等の建物
1 8	宿泊施設 宿泊の用に供する建築物の工事	ホテル、旅館、国民宿舎、ペンション、保養所、下宿屋等の建物 ※ 研修所の宿泊棟は炊事、洗濯等を行うことから準住宅として「11 住宅」に区分します。
1 9	娯楽施設 娯楽の用に供する建築物の工事	映画館、劇場、テーマパーク、スーパー銭湯、スポーツ施設（ボーリング場、屋内スケート場、クラブハウス、トレーニングセンター等）、カラオケボックス、アミューズメントセンター、パチンコ屋等の建物 ※ キャバレーやパブは、飲食店なので「13 店舗」に区分します。
2 0	その他の建築工事 【建築】の11～19以外の用に供する建築物の工事	温室、納屋、畜舎、屠殺場、サイロ、立体駐車場、トイレ施設、寺社、教会、見本市、火葬場、納骨堂、宗教関係施設等の建物 停車場諸建物（駅舎等）、車両基地、旅客・貨物上屋、埠頭諸建物（倉庫、流通施設は除きます）、格納庫他空港諸建物等 住宅展示場のモデルハウス、モデルルーム等
【機械】		
2 1	機械装置等工事 機械装置等の単独工事（本体の土木工事に含まれる機械装置等工事は除きます）	工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、坑井設備、遊戯設備有線・無線電信機械据付、機械信号施設、電気信号設備等の機械単独工事、各種プラント ※ 建築物内の電力、通信、冷暖房、空調、消防、昇降機等の建築設備工事は、【建築】本体の工事区分（11～20）に区分します。

よくあるご質問

Q. 受注高、請負契約額は消費税込みですか？

A. **消費税込み**で入力してください。

Q. 海外で施工する工事を国内で受注しました。入力する必要がありますか？

A. 入力の必要はございません。**日本国内で施工される工事が対象**となります。

Q. 今月は受注実績がありません。調査票を提出しなくてもよいですか？

A. 受注高がなかった方がどの程度いらっしゃったかも貴重なデータとなり、調査結果が作成されます。お手数をお掛けいたしますがご提出お願いいたします。

Q. 既に調査票に入力し提出している工事で契約変更がありました。どうすればよいですか？

A. 変更契約を行った月に入力をお願いいたします。

「受注高」につきましては、変更となった請負契約額の増減分を計上し入力してください。

「公共機関からの受注工事」及び「民間等からの受注工事」につきましては、「民間等からの受注工事」の「建築工事・建築設備工事」についてのみ、変更額が±5億円以上の工事、それ以外は変更額が±500万円以上の工事について入力が必要となります。当該工事について、「工事名」から「完成予定年月」まで全て入力してください。「請負契約額」は増減分のみを入力してください。

なお、工期のみの変更契約の場合は、入力は不要です。

Q. 建設業を行わないこととなったため、廃業届を提出しました。何か報告等必要になりますか？

A. 廃業した旨ご連絡願います。

Q. 大臣許可から知事許可に許可換えをしました。何か報告等必要になりますか？

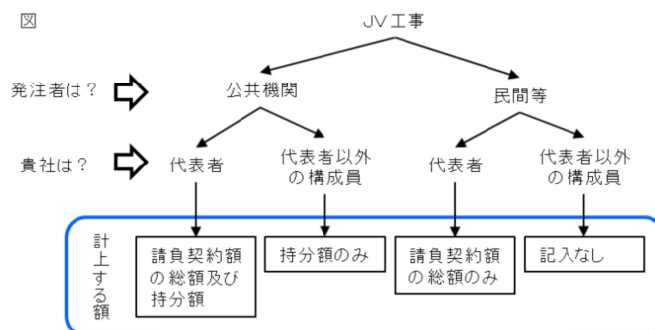
A. 本調査においてご報告は不要ですが、許可換え後も、**調査票**の入力をお願いします。

Q. J Vで受注している工事はどのように入力したらよいですか？

A. ・「受注高」について

→ 発注者区分が公共機関か民間等か、貴社の立場がJ Vの代表か代表以外の構成員かを問わず**持分額のみを計上**してください。

・「公共機関からの受注工事」及び「民間等からの受注工事」について
→ 右図にならい、**該当する額を計上**してください。



このたびは、建設工事受注動態統計調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

当調査は、建設業法の規定により許可を受けた建設業者さまの中から、約1万2千業者の方を対象にして毎月行っている統計調査で建設工事の月次における受注動向を把握するための非常に重要な調査となっております。

皆さまにご協力いただき集められましたデータにつきましては、速やかに集計作業を行い、調査対象月の翌々月10日頃に公表しています。

調査結果は、建設行政はもとより、景気対策等の諸政策を的確に行うための基礎資料として活用されることとなります。

今後とも、建設工事関係の調査にご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。